

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

常勤役員の報酬月額を0.5%減額改定(施行日:平成24年4月1日)
特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講じる事とした。
実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
俸給表関係の措置の内容:報酬を9.77%減額支給
諸手当関係の措置の内容:地域手当及び期末特別手当を9.77%減額支給
国と異なる措置の内容:地域手当の支給率を1%から2%へ引き上げ

理事

法人の長と同じ

理事(非常勤)

改定なし

監事

法人の長と同じ

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 14,908	千円 11,024	千円 3,860	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 12,987	千円 9,343	千円 3,272	千円 348 24 (単身赴任手当) (通勤手当)			
B理事	千円 12,680	千円 9,343	千円 3,272	千円 65 (通勤手当)			
C理事	千円 12,661	千円 9,343	千円 3,272	千円 46 (通勤手当)			*
D理事 (非常勤)	千円 898	千円 888	千円	千円 10 (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	千円 898	千円 888	千円	千円 10 (通勤手当)		3月31日	
F理事 (非常勤)	千円 814	千円 814	千円	千円 ()			※
A監事	千円 7,468	千円 6,280	千円 1,187	千円 1 (通勤手当)	6月27日		
B監事 (非常勤)	千円 888	千円 888	千円	千円 ()	4月1日		※

注1:「前職」欄の「*」は退職公務員,「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:A監事については、平成24年4月1日～平成24年6月26日までの非常勤監事としての報酬等を含む。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円 14,320	年 9	月 0	3月31日	1.1	国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間における業績を勘案し、1.1と決定した。	
理事	千円	年	月			該当者無し	
監事	千円	年	月			該当者無し	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇 格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇 給	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・常勤役員の報酬月額を0.5%減額改定(施行日:平成24年4月1日)
- ・中高年齢層における月例給の引下げ(平均改定率△0.23%)(施行日:平成24年4月1日)
- ・平成24年4月1日において一定の年齢に満たない職員の号給を1号給(特に調整の必要がある場合は2号給)上位とする(施行日:平成24年4月1日)
- ・特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講じる事とした。
(職員について)
 - ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容:月例給を職務の級に応じて4.77%～9.77%減額支給
 - ・諸手当関係の措置の内容:地域手当及び広域異動手当を職務の級に応じて4.77%～9.77%減額支給
管理職手当を10%、期末・勤勉手当を9.77%減額支給
 - ・国と異なる措置の内容:教育職本給表(二)(三)及び医療職本給表(一)(二)の適用を受ける者(附属学校、附属特別支援学校教育職員及び医療系技術職員、看護職員)は除く。
 - ・給与減額支給措置を受ける職員については、地域手当の支給率を1%から2%へ引上げ。
- ・(役員について)
 - ・実施期間:平成24年6月1日～平成26年3月31日
 - ・俸給表関係の措置の内容:報酬を9.77%減額支給
 - ・諸手当関係の措置の内容:地域手当及び期末特別手当を9.77%減額支給
 - ・国と異なる措置の内容:地域手当の支給率を1%から2%へ引上げ
- ・URA職員の新設に伴う職種・本給表等(専門職本給表)を新設(施行日:平成24年10月1日)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 1276	歳 43.3	千円 5,897	千円 4,440	千円 55	千円 1,457
事務・技術	人 256	歳 46.3	千円 5,246	千円 3,965	千円 71	千円 1,281
教育職種 (大学教員)	人 458	歳 49.1	千円 7,639	千円 5,736	千円 48	千円 1,903
医療職種 (病院看護師)	人 386	歳 35.2	千円 4,467	千円 3,369	千円 51	千円 1,098
技能・労務職種	人 23	歳 51.1	千円 4,950	千円 3,781	千円 76	千円 1,169
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 47.4	千円 7,151	千円 5,378	千円 57	千円 1,773
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 29	歳 43.4	千円 6,599	千円 4,972	千円 42	千円 1,627
医療職種 (病院医療技術職員)	人 102	歳 38.2	千円 4,862	千円 3,661	千円 54	千円 1,201

<常勤職員について>

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

常勤職員(年俸制)	人 13	歳 39.5	千円 5,500	千円 4,227	千円 40	千円 1,273
教育職種 (特命教員)	人 8	歳 39.3	千円 6,144	千円 4,737	千円 27	千円 1,407
事務・技術 (特命職員)	人 4	歳 33.0	千円 3,276	千円 2,546	千円 75	千円 730
教育職種 (特任教授)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

<常勤職員(年俸制)について>

注:教育職種(特任教授)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

<任期付職員・在外職員・再任用職員について>

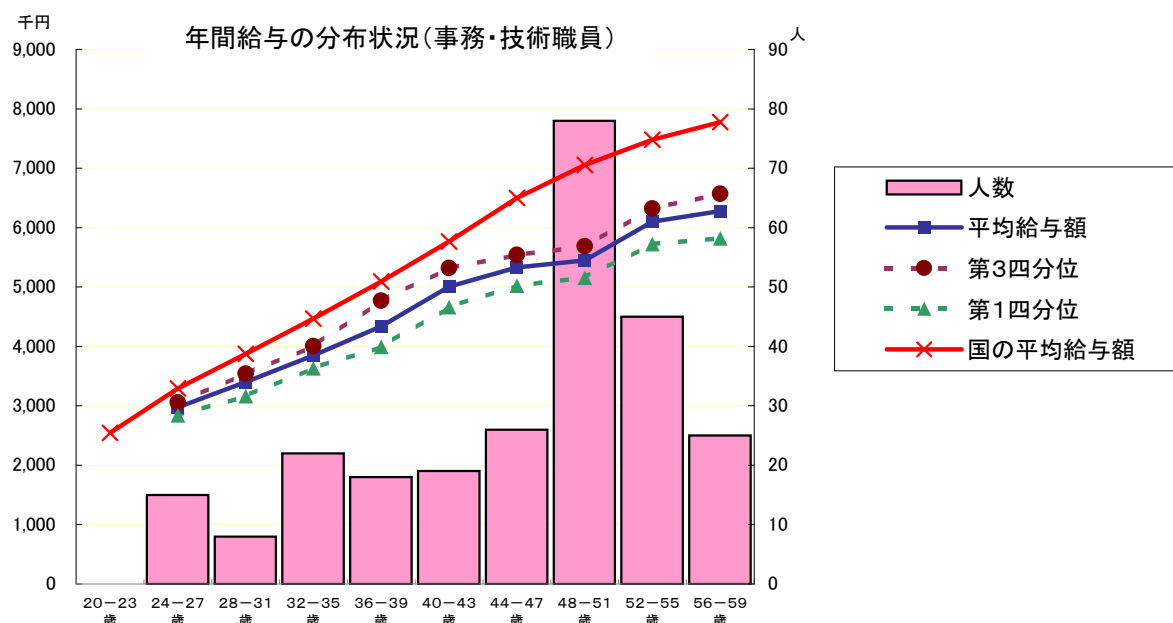
任期付職員・在外職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 75	歳 33.8	千円 3,276	千円 2,927	千円 32	千円 349
事務・技術	人 9	歳 51.5	千円 2,937	千円 2,296	千円 64	千円 641
医療職種 (病院医師)	人 45	歳 27.9	千円 2,988	千円 2,988	千円 12	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 13	歳 43.7	千円 4,393	千円 3,313	千円 64	千円 1,080
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 34.8	千円 3,834	千円 2,947	千円 16	千円 887
医療職種 (病院医療技術職員)	人 4	歳 29.5	千円 3,204	千円 2,465	千円 89	千円 739
教育職種 (学術研究員等)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

<非常勤職員について>

注:教育職種(学術研究員等)については, 該当者が1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 人数以外は記載していない。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



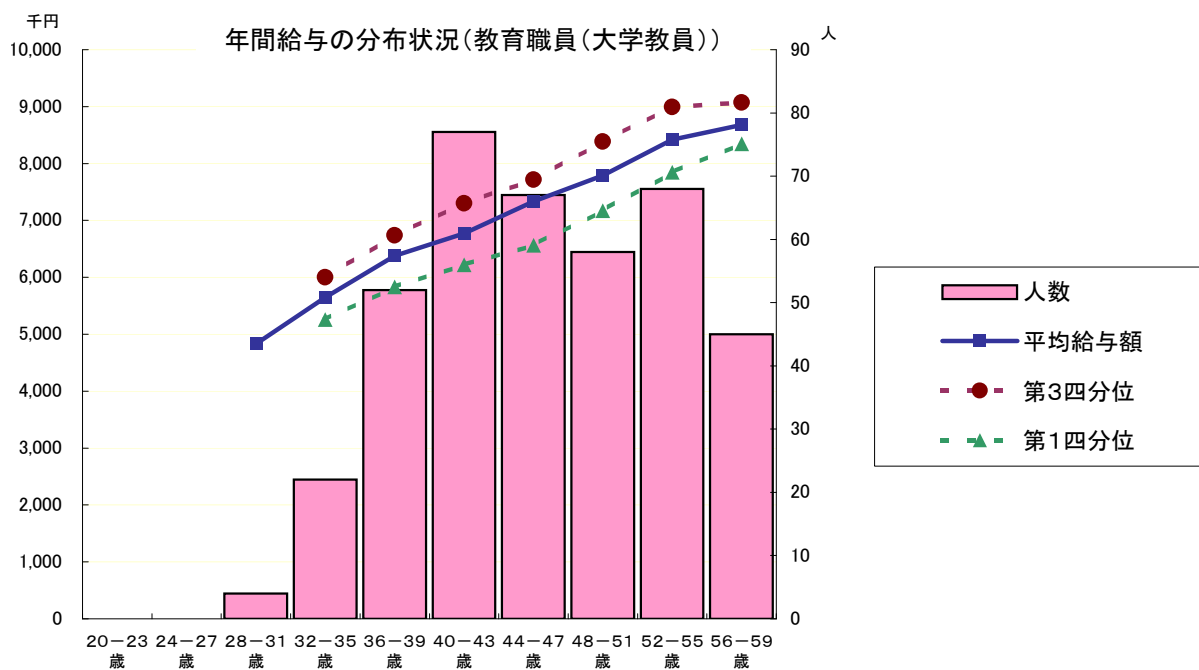
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	4	55.8	—	8,529	—
課長	15	54.5	6,311	6,585	6,965
課長補佐	27	52.9	5,743	6,022	6,312
係長	111	50.4	5,214	5,550	5,809
主任	52	43.2	4,400	4,735	5,112
係員	47	32.6	3,057	3,552	3,958

注1:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の第1・第3分位については表示していない。

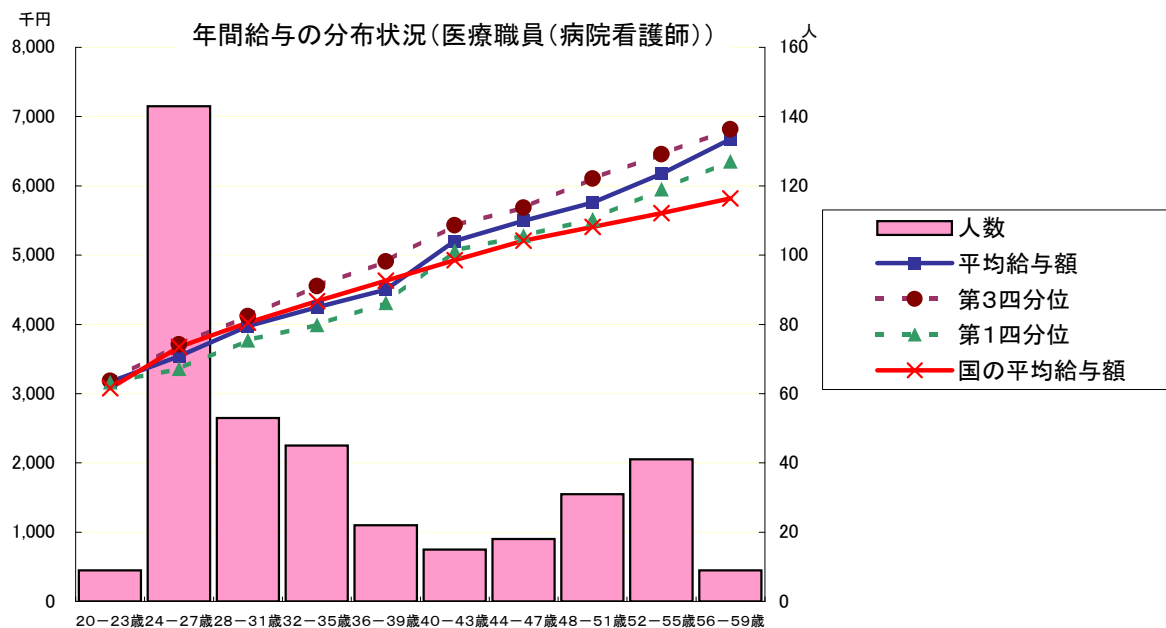
注2:「課長」には、課長相当職である「室長」を、「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示しない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
教授	172	55.8	8,503	8,930	9,391
准教授	139	46.3	7,036	7,379	7,753
講師	51	46.6	6,409	6,774	7,170
助教	89	41.7	5,672	5,991	6,399
助手	7	49.2	4,683	5,184	5,568



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
看護部長	1人	歳	千円	千円	千円
副看護部長	3	55.5	—	6,761	—
看護師長	28	52.1	6,137	6,302	6,481
副看護師長	54	47.7	5,392	5,700	6,053
看護師	300	31.1	3,469	3,971	4,239

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	256 人 (割合)	該当者なし () 人 (%)	該当者なし () 人 (%)	該当者なし () 人 (%)	3 (1.2%) 人 (%)	4 (1.6%) 人 (%)	19 (7.4%) 人 (%)	58 (22.7%) 人 (%)
年齢(最高 ～最低)					56 } 53 歳	59 } 43 歳	59 } 51 歳	59 } 47 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)					7,248 } 6,223 千円	5,533 } 5,152 千円	5,359 } 4,276 千円	5,442 } 3,900 千円
年間給与 額(最高～ 最低)					9,556 } 8,315 千円	7,460 } 6,883 千円	6,965 } 5,826 千円	6,983 } 5,276 千円

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	120 (46.9%) 人 (%)	39 (15.2%) 人 (%)	13 (5.1%) 人 (%)
年齢(最高 ～最低)	57 } 35 歳	57 } 27 歳	28 } 24 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	4,449 } 2,888 千円	3,510 } 2,333 千円	2,550 } 2,100 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	5,895 } 3,817 千円	4,580 } 3,057 千円	3,268 } 2,735 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	458人	該当者なし (%)	172人 (37.6%)	139人 (30.3%)	51人 (11.1%)	90人 (19.7%)	6人 (1.3%)
年齢(最高 ～最低)			64歳 } 39歳	64歳 } 32歳	64歳 } 30歳	64歳 } 28歳	58歳 } 36歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)			8,539千円 } 5,134千円	6,949千円 } 4,275千円	6,159千円 } 3,989千円	5,615千円 } 2,974千円	4,217千円 } 3,276千円
年間給与 額(最高～ 最低)			11,642千円 } 7,026千円	9,101千円 } 5,759千円	7,991千円 } 5,259千円	7,103千円 } 3,871千円	5,568千円 } 4,298千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	386人	該当者なし (%)	1人 (0.3%)	2人 (0.5%)	28人 (7.3%)	55人 (14.2%)	300人 (77.7%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)					58歳 } 45歳	54歳 } 33歳	57歳 } 22歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)					5,058千円 } 4,101千円	4,794千円 } 3,213千円	4,516千円 } 2,292千円	
年間給与 額(最高～ 最低)					6,958千円 } 5,680千円	6,379千円 } 4,329千円	6,043千円 } 3,026千円	

注1:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

注2:5級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7%	63.7%	62.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.3%	36.3%	37.3%
	最高～最低	45.2～33.0%	45.9～30.5%	45.5～31.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	67.5%	66.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	32.5%	34.0%
	最高～最低	42.2～30.6%	39.4～29.3%	40.8～30.2%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	66.3%	65.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.3%	33.7%	35.0%
	最高～最低	38.0～33.2%	39.0～30.7%	38.3～32.1%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8%	67.7%	66.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2%	32.3%	33.7%
	最高～最低	42.2～32.0%	38.8～29.5%	38.4～30.7%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9%	66.8%	65.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1%	33.2%	34.6%
	最高～最低	42.2～32.7%	39.4～30.1%	38.8～31.4%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.2

対他の国立大学法人等

90.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

92.8

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

101.4

対他の国立大学法人等

95.4

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い,当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては,すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として,法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい,人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 81.2		
	参考	地域勘案	88.0
		学歴勘案	82.1
		地域・学歴勘案	88.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.2% (国からの財政支出額 11,700百万円, 支出予算の総額 34,237百万円 :平成24年度予算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っている。平成24年度の対国家公務員の比較指数は81.2であり、給与水準は適切なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから、給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し、適正な給与水準の維持に努めることとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 101.4		
	参考	地域勘案	103.7
		学歴勘案	101.9
		地域・学歴勘案	103.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	昨年度までは指数が100を下回っていたが、今年度は特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与減額支給措置の適用外としているため指数が100を上回ることとなった。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 34.2% (国からの財政支出額 11,700百万円, 支出予算の総額 34,237百万円 :平成24年度予算)		
	【検証結果】 本学における給与制度は、国家公務員の給与水準を考慮し行っているが、本学では病院看護師を給与減額支給措置の適用外としているため指数が100を上回ることとなった。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから、給与水準については今後も対国家公務員指数等を考慮し、適正な給与水準の維持に努めることとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.9

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与, 報酬等支給総額 (A)	千円 8,511,219	千円 8,963,160	千円 (%) △ 451,941 (△ 5.0)	千円 (%) △ 513,308 (△ 5.7)
退職手当支給額 (B)	千円 664,860	千円 864,674	千円 (%) △ 199,814 (△ 23.1)	千円 (%) 43,203 (7.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,729,240	千円 3,357,242	千円 (%) 371,998 (11.1)	千円 (%) 771,422 (26.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,607,721	千円 1,567,838	千円 (%) 39,883 (2.5)	千円 (%) 142,540 (9.7)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,513,040	千円 14,752,914	千円 (%) △ 239,874 (△ 1.6)	千円 (%) 443,857 (3.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- 「給与, 報酬等支給総額」「最広義人件費」の対前年度比及び増減要因
 - 「給与, 報酬等支給総額」(前年度比△5.0%)「最広義人件費」(前年度比△1.6%)
前年度に引き続き人員削減を行ったこと及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与減額支給措置により、5.0%及び1.6%の減額となった。
 - 給与減額支給措置に係る削減額
 - ・一般職(一), (二)及び専門職 131,827千円
 - ・教育職(一)及び役員本給 309,956千円
 - 「国家公務員の退職手当の支給水準について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく削減額
 - ・一般職(一) 11,923千円
 - ・教育職(一), (二)及び(三) 12,489千円
 - ・医療職(一)及び(二) 2,817千円
 - ・役員本給 292千円
 - 非常勤役職員等給与欄に含まれる役職員の給与減額支給措置及び退職手当の支給水準引き下げに関する削減額
 - ・給与減額支給措置に関する削減額 10,259千円
 - ・退職手当引下げに関する削減額 204千円

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月(職員)、3月(役員)から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、国家公務員退職手当制度の改正に準じて支給水準を引下げる改正を行った。
役員に関する講じた措置の概要:在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に12.5/100の割合を乗じて得た額に87/100を乗じる改正

(経過措置として平成25年10月1日までは98/100、平成26年7月1日までは92/100)

職員に関する講じた措置の概要:調整率の支給水準を87/100へ引下げる改正

(経過措置として平成25年10月1日までは98/100、平成26年7月1日までは92/100)